

公布された規則のあらまし

○佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則（規則第一八号）

1 修業年限が四年の専門課程への編入学を許可する者、編入学試験及び受験
手続について定めることとした。（第一五条〜第一七条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。

○佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第一九号）

1 新たな工鉱業上の試験項目に係る手数料の額を定めるとともに、新たに導
入された設備機械等の使用料の額を定めることとした。（第二条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則（規則第二〇号）

1 総務開発課の分掌事務に委託訓練の実施に関するを加えることとした。
（第三条関係）

2 学院長の専決事項に職員の時間外勤務代休時間の指定及び授業料の減免に
関することを加えることとした。（第四条関係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。

○佐賀県農業協同組合法施行細則（規則第二一号）

1 農業協同組合法の施行に関し、申請書、届出書、申立書等の様式等必要な
事項を定めることとした。

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。